

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1151003		処分名	小規模水道の布設工事の設計の確認			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部	環境部		課	環境政策課		
根拠規定	三重県小規模水道条例					第5条	
基準規定	①	三重県小規模水道条例				第4条	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成25年4月1日	最終更新日	平成25年4月1日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>「※ 基準規定(参考)」</p> <p>○三重県小規模水道条例 (施設基準)</p> <p>第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>(1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。</p> <p>(2) 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。</p> <p>(3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。</p> <p>(4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。</p> <p>(5) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。</p> <p>(6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。</p> <p>2 水道施設の位置及び配列を定めるにあつては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。</p> <p>3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。</p> <p>(確認)</p> <p>第5条 小規模水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が、第4条の施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成25年4月1日	最終更新日	平成25年4月1日	
	期間	30日					
聴聞等	適用除外		行政手続条例第13条第2項第3号に該当するため				
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1151004		処分名	小規模水道の布設工事の設計の確認			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部	環境部		課	環境政策課		
根拠規定	三重県小規模水道条例					第5条	
基準規定	①	水道法				第5条	
	②	水道施設の技術的基準を定める省令					
	③	三重県小規模水道条例				第4条	
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成25年4月1日	最終更新日	令和3年3月16日	
	非公開該当		未設定理由				
審査基準	<p>専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が下記の施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、以下のアからカに掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>ア 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。</p> <p>イ 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。</p> <p>ウ 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。</p> <p>エ 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、第4条の水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈澱池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。</p> <p>オ 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。</p> <p>カ 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。</p> <p>(2) 水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。)であって、水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するもの(以下「水道施設」という。)の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。</p> <p>(3) 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。</p> <p>(4) (1)から(3)のほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)による。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成25年4月1日	最終更新日	平成25年4月1日	
	期間	30日					
聴聞等	適用除外		行政手続条例第13条第2項第3号に該当するため				
備考	三重県の事務処理の特例により鈴鹿市が処理する事務						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1154004	処分名	使用許可の変更許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	環境施設課			
根拠規定	鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例			第3条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則			第7条第1項	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月17日
	非公開該当		未設定理由			
<p>※ 基準規定(参考)</p> <p>○鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則 (使用の取消し等) 第7条 前条の使用許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)が、使用の取消し又は変更をしようとするときは、速やかに鈴鹿市鈴が谷運動広場使用取消し・変更申請書(第3号様式)に前条の許可書を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、鈴鹿市鈴が谷運動広場使用取消し・変更承認通知書(第4号様式)を交付するものとする。</p> <p>2項中の適当と認めるときとは、下記のものとする。 ・使用者の責めによらない理由により使用ができないとき</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月17日
	期間	14日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1999002		処分名	一般廃棄物処理手数料の減免			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部	環境部		課	複数課		
根拠規定	鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例				第15条		
基準規定	①	鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例				第15条	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月17日	
	非公開該当		未設定理由				
<p>※ 基準規定(参考)</p> <p>○鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (一般廃棄物処理手数料の減免) 第15条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する手数料を減免することができる。</p> <p>特別の理由とは、下記のものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域における奉仕作業 (1)道路、水路、学校等の公共施設の清掃を自治会等が奉仕作業として行った場合(事業活動により排出された廃棄物は除く。) (2)公共的な場所の清掃を自治会等が奉仕作業として行った場合(施設等を利用したことにより排出された廃棄物は除く。) 2 不法投棄された廃棄物(投棄者が特定できない場合に限る。)で、市が現地を確認した場合 (1)個人の所有地に不法投棄された廃棄物(処理困難物は除く。) (2)処理困難物のうち個人の所有地に不法投棄されたタイヤ 3 地震、台風、その他の自然災害により被害を受けた個人の住宅及び附属建物並びに生活用動産(罹災証明書の交付を受けた個人に限る。) 4 火災に伴い搬入された廃棄物で、罹災証明書の交付を受けた場合 5 その他市長が必要と認めた場合 							
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月17日	
	期間	6日					
聴聞等							
備考							